様式第８号（第８条関係）

**住民票適正申告催告書**

　　　　　年　　　　月　　　日

　　　　　様

美幌町長

　あなたの届け出ている住民票の住所は「美幌町字　　　　　　　　　　　　　　　」ですが、このたび住民基本台帳法に基づく確認調査を行ったところ、上記の住所地にあなたは居住していないことが判明しました。

住民票の住所は、住民の居住関係を公に証明する台帳です。住民票は実際に住んでいる住所地に置かなくてはなりません。適正に申告されますよう催告いたします。

　　　　年　　　　月　　　日までに適正な異動届を提出されない場合は、住民基本台帳法に基づき職権で住民票を消除することになります。住民票が職権で消除されますと、住民としての行政サービスを受けることができなくなるとともに、住所不定となり、あなたの住民としての権利義務にも不利益となりますので、必ず期日までに異動手続きを行ってください。

町外に居住している方は、郵送による異動届出も行えますので、美幌町役場までお問い合わせください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 内　容　及　び　根　拠 |
| 催告に至った理由 |  |
| 調査日 | 第１回調査日　　　年　　　月　　　日 |
| 第２回調査日　　　年　　　月　　　日 |
| 調査結果 |  |
| 調査権 | 市町村長は、必要があると認めるときは、いつでも住民票の記載事項について調査をすることができる、（住民基本台帳法第３４条第２項） |
| 住民票の職権消除 | 住民票の記載、消除又は記載の修正は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。（住民基本台帳法第８条） |
| 届出の義務 | 転居した者は転居した日から１４日以内に転居の届出をしなければならない。  （住民基本台帳法第２３条）  転出をする者はあらかじめ転出の届を出さなければならない。（住民基本台帳法第２４条） |